

Title	関羽文献の本伝について
Sub Title	On the biography of Guan Yu in the books on Guan Yu
Author	伊藤, 晋太郎(Ito, Shintaro)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2007
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.93, (2007. 12) ,p.29- 47
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00930001-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

関羽文献の本伝について

伊藤 晋太郎

一、はじめに

隋唐に始まるとされる関羽崇拜は、明清にいたって隆盛を極める⁽¹⁾。関羽崇拜の拡大・普及に伴って、元代以降、関羽の伝記や伝説、関羽に関する評論や詩詞などを収録した文献が数多く出版された。これらの文献を本稿では「関羽文献」と総称することにする。「関羽文献」の内容は多岐に涉り、文献によって、また時代によってそれぞれ異なっている⁽²⁾。

ただし、関羽の伝記についてはほとんどの文献に記載されている。それらの伝記は基本的に「本伝」と題されているが⁽³⁾、その「本伝」の内容もやはり文献ごとに違いが見られる。本稿では、それら「関羽文献」中の「本伝」の内容について検討し、その内容の違いを示すとともに、そのような違いが生ずるに至った原因、すなわちそれぞれの「関羽文献」の性格について探ってみたい。

とはいえ、「関羽文献」は元代から民国期にいたるまで、おびただしい点数が世に出ており、その全てを扱うのは難しい。そこで本稿では、魯愚等編『関帝文献匯編』（国際文化出版公司、一九九五年）に収録されている「関羽文献」

を検討の対象とすることにする。『関帝文献匯編』所収の文献のうち、本稿が定義する「関羽文献」にあてはまるものは、『漢前將軍関公祠志』『関聖帝君聖蹟図誌全集』『関聖陵廟紀略』『聖蹟図誌』『関帝志』『関帝事蹟徵信編』『関帝全書』『関壯繆侯事迹』の八種であり、その全てが関羽の伝記を載せる。ただし、『関壯繆侯事迹』の伝記は年表形式になっており、他と形式が異なるため、検討対象から外す。

まず、対象とする「関羽文献」の書誌情報を整理した後で、序文等から編纂者のスタンスを読み取る。次に「本伝」の内容を具体的に比較検討する。最後に、対象とした「関羽文献」の性格について、「本伝」の比較検討をふまえて論じる。

二、対象とする「関羽文献」について

本節では、本稿で対象とする「関羽文献」の書誌情報を示し、序文等から編纂者のスタンスをうかがう。本稿で対象とする「関帝文献匯編」所収の「関羽文献」の書誌情報は次の通り。文献は古い順に並べ、便宜上書名の前にアルファベットを付した。

A 『漢前將軍関公祠志』 九卷。明・趙欽湯撰、焦竑訂、万曆三十一年（一六〇三）序重刻本影印。

B 『関聖帝君聖蹟図誌全集』 一五卷。盧湛輯、康熙三十二年（一六九三）初刻、光緒二年（一八七六）上海翼北堂重刻本影印。

C 『関聖陵廟紀略』 四卷、後統一卷。清・王禹書輯、康熙四十年（一七〇二）初刻、清代重刻本影印。

D 『聖蹟図誌』 十四卷。清・葛崙輯、雍正十一年（一七三三）序劉茂生刻本影印。

E 『関帝志』 四卷。張鎮輯、乾隆二十一年（一七五六）序刻本影印。

F 『関帝事蹟徵信編』 三十卷、首一卷、末一卷。周広業・崔応榴輯、乾隆三十九年（一七七四）初刻^⑤、光緒八年（一八八二）序侯邦典重刻本影印。

G 『関帝全書』 四十卷。黄啓曙輯、咸豊八年（一八五八）初刻、光緒十五年（一八八九）序王家瑞重刻本影印。

これらの文献の中にはいかなるスタンスで編纂されたのかを序文等で示しているものがある。明の官吏であつた趙欽湯は、A 『漢前將軍関公祠志』を出版した理由を後序「重刻関志顛末」において、「わが州（解州）にはもともと関公集があり、出版されたのも一度だけではない。（しかし、それらが）蒐集したものの多くが卑俗であり、選択や並べ方もかなり間違っている」^①からと述べ、それゆえ自分が出版したとする。

清の盧湛はB 『関聖帝君聖蹟図誌全集』の序文において、「逸聞や瑣事を記した野史に見えるような信じることができず、いやしくて文章が美しくないものは削除した」^②と、その編纂の方針を述べる。

E 『関帝志』を編纂した清の解州知州・張鎮は序文で、「考えるにこれより前には元の胡光瑋（胡琦）・明の呂涇野（呂枬）・趙新盤（趙欽湯）および国朝の張運青（張鵬翮）ら諸氏が代々（関羽にまつわる）書物を編纂してきたが、あるものは簡略で十分とはいえず、しかも長い年月を経過しているため、その刻本も欠けているところがある。そこで公務の余暇に、収集と収録に努め、管見を加えて、郡の挙人の喬寿愷君と、互いに検証しあつてこれを考証・訂正し、四卷にまとめた」^③と、編纂の過程を述べる。

乾隆年間に出版されたF 『関帝事蹟徵信編』では、文人の盧文弨が序文において、「海昌の周耕厓（周広業）・武原の崔秋谷（崔応榴）は、以前から嚴格に神（関羽）に仕えてきたので流传している話の多くが間違っていることを恐れ

ていた。そこで(資料を) 広く探し集めて物事をはつきりさせることに力を尽くした¹⁰⁾と、二人の編者の志を代弁する。以上の四種の文献の序文等から、これらの「関羽文献」が先行する文献の誤りを正していることを標榜していることが見て取れる。とすれば、これらの文献の「本伝」も当然その方針に則っているはずだ。次節では、それぞれの「関羽文献」の「本伝」を比較検討するが、それはそれぞれの文献がどのように誤りを正そうとしているかを探ることにもなる。尚、C『関聖陵廟紀略』・D『聖蹟図誌』の序文にもその編纂の経緯が述べられるが、上記の四文献のような、先行文献の誤りを正すことを標榜するような文字は見られない。しかし、D『聖蹟図誌』は、その序文等からB『関聖帝君聖蹟図誌全集』にかなり私淑していることがうかがわれる¹¹⁾。また、G『関帝全書』の序文は「文昌帝君奉玉旨降筆序」となっていて他の文献の序文と性格を異にする。

三、「関羽文献」の「本伝」の内容

本節では、各「関羽文献」の「本伝」の内容を比較検討する。ただし、全てにわたって検討することは紙幅の都合上困難なので、いくつかのエピソードをとり上げ、その内容について、正史『三国志』の記載と違うものに特に留意しながら検討する。正史『三国志』の記述と異なる内容については、できるかぎりその出処や、どのように書かれている原因を探っていく。また、エピソードの挿入位置についても問題視したい。

尚、F『関帝事蹟徵信編』の「本伝」は、基本的に正史『三国志』関羽伝の本文と同じであり、ただ、諱を「某」に作り、諡の「壮繆侯」を「忠義侯」¹²⁾に作る点が異なるに過ぎない。よって、本節ではF『関帝事蹟徵信編』については触れないこととする。

(一) 出身地と涿郡にいたる原因

まず、関羽の出身地と、関羽が涿郡にいたる原因について、それぞれの「関羽文献」の「本伝」でどのように記載しているのかを正史『三国志』¹³⁾の記載とあわせて見ていく。

○正史『三国志』関羽伝

関羽字雲長、本字長生、河東解人也。亡命奔涿郡。

A 『漢前將軍関公祠志』

漢前將軍・假節鉞・督荊州事・姓關氏名羽、字雲長、本字長生、河東解人也。為人勇而有義。好誦『左氏春秋』、略皆上口。嘗避地奔涿郡。

B 『関聖帝君聖蹟図誌全集』

關帝諱 字雲長、本字長生、河東解梁寶池里下馮村人也。為人義勇絶倫。好讀『左氏春秋』、諷誦略皆上口。嘗避地涿郡。

C 『関聖廟紀略』

侯姓關氏諱羽、字雲長、本字長生、河東解人也。為人勇而有義。好讀『左氏春秋』。嘗避地奔涿郡。

D 『聖蹟図誌』

關聖帝君、名羽、字雲長、仕漢。漢封為盪寇將軍・漢壽亭侯・總督荊州事・前將軍・假節鉞・壯繆侯。帝之生也、天性剛正、好讀『左氏春秋』。……靈帝末年、聞比鄰哀甚、知韓守義遭郡豪呂熊荼毒、連七姓媚璫蔑職。帝眦裂、

誅七姓、避地涿郡。

E 『関帝志』

帝姓關名羽、字雲長、本字長生、河東解人也。為人勇而有義。好誦『左氏春秋』、略皆上口。常避地奔涿郡。

G 『関帝全書』

關帝諱□、字雲長、本字長生、河東解梁寶池里下馮村人也。身長九尺六寸、鬚長一尺八寸、面如重棗、唇若丹硃、鳳目蠶眉、臉有七痣。為人義勇絕倫。好讀『左氏春秋』。嘗避地涿郡。

関羽の出身地について、A・C・Eは「河東解」とするが、BとGは「河東解梁寶池里下馮村」とする（Dは関羽の出身地を記さない）。正史『三国志』関羽伝には「河東解」（河東郡解県）とあるから、「河東解」が正しいのであろうが、では、BとGは何故に「河東解梁寶池里下馮村」としているのか。

B 『関聖帝君聖蹟図誌全集』とG 『関帝全書』はいずれも聖蹟図を収録する。この聖蹟図では関羽の出身地を「解梁常平村寶池里五甲」とする。「下馮村」「常平村」と違いはあるが、F 『関帝事蹟徵信編』卷十三「名蹟」に引く『旧平陽府志』には、「常平下馮村は、すなわち関羽がかつて住んでいたところであり、今は廟が建っている」とある¹⁵ので、同一の場所のようである。また、「解梁」は、春秋時代に解県が「解梁城」と呼ばれていたことに基づく。唐の董徒も「荆南節度使江陵尹裴公重修玉泉関廟記」において、「將軍は姓を関、名を羽といい、河東解梁の人である」と記し、関羽の出身地を「解梁」としている。

ところで、この聖蹟図は解州知州であった王朱旦の「漢前將軍壯繆侯関聖帝君祖墓碑記」に基づく¹⁷。これには関羽の生涯が記されているが、そこにはそれ以前の文献には見えない関羽の祖父や父の名が見える¹⁸。王朱旦は彼らの名を、関

羽の父の旧居の井戸から康熙十七年（一六七八）に夢のお告げによって発見された巨軛（大きなレンガ）に記された文字から知ったという。しかし、これが書かれた直後から、この説の荒唐無稽を非難する論説は多く、巨軛は贋作である疑いが強い¹⁹⁾。

つまり、BとGは出処の怪しい説を「本伝」の中に採用しているわけである。こういったところに両書の編纂スタッフが表れているといえる。関羽の靈験（夢のお告げ）を妄信してありがたがっているともみなせよう。

関羽が涿郡にいたる原因については、正史『三国志』に書かれていない。A・B・C・E・Gにおいても同様である。ただDのみがこれを記す。すなわち、靈帝（在位一六八〜一八九）の治世の末、関羽は近所で非常に悲しんでいるのを聞きつけ、韓守義という者が郡の有力者の呂熊に迫害されていること、呂熊は七姓の者共を引き連れて宦官に媚びへつらい職務をないがしろにしていることを知る。そこで、関羽は目をかっと怒らして、七姓の者共を誅殺し、涿郡に難を避けたというわけである。

このエピソードは、王朱旦「漢前將軍壯繆侯関聖帝君祖墓碑記」やB『関聖帝君聖蹟図誌全集』所収の聖蹟図にも見える（Dは「本伝」にこのエピソードを記載しながら、「聖蹟図」には見えない）。これに類するエピソードは、加害者たる「郡豪」や被害者の名にいろいろなバリエーションがあるものの、清・褚人獲『堅瓠集』（康熙二十九年〔一六九〇〕序）に見える「関西故事」や、京劇（斬熊虎）、また中国各地で収集・整理されている民間伝説²⁰⁾にも見られる。

もつとも、元至治年間（一三二一〜一三三三）刊『三国志平話』では、「故郷の県の役人が、財を貪って賄賂を好み、庶民を殺害するので、県令を殺して、亡命・逃亡し、涿郡にやってきた」と関羽が涿郡に來た理由を説明し、元末明初の小説『三国志演義』でも、関羽は「地元の有力者が勢力を恃んで人々をいじめるので、私はやつを殺し、各地に難を

避けて五、六年になる」と語っている。よって、古くから関羽の出奔にまつわる民間伝説が伝わっていたのであろう。ここでは、Dがこういつた民間伝説も「本伝」に採用しているということを押さえておきたい。

(二) 車胄を斬る

車胄は、呂布が滅びた後、徐州刺史になった人物である。正史『三国志』武帝紀には、「劉備は東に向かう前、ひそかに董承らと謀反を企てていた。下邳に到着すると、すぐさま徐州刺史の車胄を殺し、挙兵して沛に駐屯した」とあり、また関羽伝には、「先主（劉備）が徐州刺史の車胄を奇襲して殺害した時、関羽に下邳城を守らせ、下邳国の行政長官としての職務を執り行なわせて、先主自身は小沛に戻った」とあって、関羽が車胄を斬ったとは書いていない。文献A・B・C・Eも同様である。

ところが、D『聖蹟図誌』とG『関帝全書』は関羽が車胄を斬ったとする。Dには、「先主は東に向かう前、献帝の舅である車騎將軍の董承らと曹操を誅殺しようと企てていた。下邳に到着すると、曹操がひそかに車胄を派遣して先主の殺害を謀っていることを耳にした。関帝はそこで徐州刺史の車胄を殺した。先主は関帝に下邳を守らせて、下邳国の行政長官としての職務を執り行なわせ、自身は小沛に戻って駐屯した」とある。

また、Gにも、「建安四年（一九九）、先帝（劉備）は董承らと密詔を受け、曹操を誅殺しようと企てた。たまたま曹操は先帝に衰術を迎え撃たせ、大いに討ち破った。先帝は徐州に軍をとどめた。曹操は徐州刺史の車胄に先帝を何とかさせようとした。関帝はこれに感づき、計略を用いて車胄を誅殺し、先帝を迎えて、徐州を平定した」とある。

『三国志平話』巻中にも関羽が車胄を殺す場面があるが、曹操が車胄に劉備を殺させようとするとか、関羽が計略を

用いて車胄を殺すというのは、『三国志演義』の筋立てである。²⁷ DとGが『三国志演義』のプロットを「本伝」に採用していることが分かる。

(三) 秉燭達旦

関羽と劉備の夫人を捕らえた曹操は、君臣間の礼を乱さんとして関羽と劉備夫人を同室に泊まらせる。関羽は室内で夫人を休ませ、自らは灯火を手に戸外に立ち、朝まで寝ずの番をした。これが「秉燭達旦」(燭を乗りて旦あしたに達する)のエピソードである。正史『三国志』には見えない。また、文献A・B・D・Eにも見えない。

C『関聖廟紀略』には、「建安五年(二〇〇)正月、曹操は自ら軍を率いて昭烈帝(劉備)を討った。昭烈帝は袁紹のもとに逃げた。曹操は下邳を攻め落とし、侯(関羽)と昭烈帝の妻を捕らえて帰り、一室に閉じ込めて、関係を乱そうとしたところ、侯は朝になるまで灯火を手にしていた。曹操は関羽の態度を義にかなっていると評した²⁸」と「秉燭達旦」のエピソードが見える。

また、G『関帝全書』には、「建安五年春、曹操は先帝(劉備)を討った。先帝は袁紹のもとに逃げ、曹操は先帝の眷属を捕らえた。進軍して下邳に関帝を攻め、関帝を捕らえて帰った。曹操は計略によって関帝を陥れようとしたが、関帝は厳格に君臣のけじめを守ったので、曹操は敬意を深めた²⁹」とある。ここには「秉燭達旦」のことを具体的には書かないが、曹操が計略によって関羽を陥れようとしたという件は、やはり「秉燭達旦」のことを指しているに違いない。そもそもGは全体的に記述が簡略に過ぎる。

正史には見えない「秉燭達旦」のエピソードであるが、明代の戯曲選集『風月錦囊』所収の「三国志大全」、明・無

名氏撰の伝奇「古城記」第十六齣「秉燭」、明代の戯曲選集『詞林一枝』卷二所収の伝奇「古城記」、明代の戯曲選集『郡音類選』卷十二所収の伝奇「桃園記」といった戯曲作品には見える。一方、『三国志演義』の本文に「秉燭達旦」のエピソードが入るのは清代の毛宗崗本になってからであり、それまでは注釈で触れられるにとどまっていた。金文京氏は、「秉燭達旦」は『資治通鑑』のダイジェスト版に注釈をつけた『通鑑』学者によって生み出されたエピソードだろうと推測している。それがまず戯曲に採用され、後に『三国志演義』にも採り入れられたよう²⁹⁾だ。

CとGの「秉燭達旦」はどれにもとづいたのか。三つの可能性が挙げられる。第一は、『通鑑』学者の作った『資治通鑑』のダイジェスト版である。特に、比較的史実に忠実なCは『通鑑』系の書物に拠った可能性がある。

第二は、戯曲である。もしそうであるなら、関羽の事蹟に対する知識人の理解が俗文学の影響を受けていたことの大きな裏付けとなる。

第三は、『三国志演義』の毛宗崗本である。しかし、上田望氏によれば、中国において毛宗崗本が本格的に普及したのは清の道光・咸豊以降である³⁰⁾という。Gは咸豊八年（一八五八）の初刻であるから毛宗崗本の影響を受けていても不思議は無いが、康熙四十年（一七〇一）初刻のCも毛宗崗本の影響を受けていたとすれば、Cが編纂された当時の湖北省³²⁾すでに毛宗崗本が見られたということになり興味深い（現存する毛宗崗本で刊行年がはっきりしている最古のもの、康熙十八年「一六七九」の序を持つ醉耕堂刊本『四大奇書第一種』である。小川環樹氏は毛宗崗本の完成を康熙五年「一六六六」よりも前だろうと推定³³⁾する）。

(四) D 『聖蹟図誌』にのみ見える史実と異なるエピソード

D 『聖蹟図誌』には、他の「関羽文献」には見えない史実（史書の記載）とは異なるエピソードが多く含まれる。それらを列挙すると以下の通り。

① 劉関張が義兄弟となる、② 酒を温めて華雄を斬る、③ 張遼を救う、④ 許田の狩獵で献帝に対して無礼を働いた曹操を殺そうとする、⑤ 三事を約す、⑥ 関所破り、⑦ 蔡陽を斬って張飛の疑いを解く、⑧ 周倉を得る、⑨ 義もて黄忠を釈す、⑩ 華陀の手術を受ける、⑪ 堤防を決壊させて于禁の七軍をおぼれさせる、⑫ 関羽の卒年は六十歳、⑬ 関羽のひげは龍の化身³⁵

このうち、①～⑪は小説『三国志演義』に見えるエピソードである。①・⑤・⑥・⑦・⑩・⑪は『三国志演義』に行する『三国志平話』や雑劇にすでに類するエピソードが見えるが、細かい内容は『三国志演義』の筋立てと基本的に一致する。

⑫は、関羽が延熹三年（一六〇）に生まれたとするD所収の聖蹟図に符合する。関羽が死んだのは建安二十四年（一九）だからである。尚、『三国志演義』の毛宗崗本では関羽の卒年を五十八歳としている。

⑬について、大塚秀高氏は、このエピソードが流布しだしたのは、明の弘治年間から万暦年間にかけてであろうと推測する。³⁷ そうであれば、『三国志演義』の成立よりも後になり、このエピソードが『三国志演義』になくとも不思議ではない。尚、D所収の聖蹟図にはこのエピソードがあり、⑫と同様に⑬も聖蹟図と符号する。

⑫・⑬が上記のように出処を異とするほかは、これらのエピソードが基本的に『三国志演義』に一致することから、Dは他の「関羽文献」に比べ、より多く『三国志演義』に依拠しているといえる。

(五) エピソードの挿入位置

各「関羽文獻」の「本伝」にひとしく（或いはほとんどに）見られるエピソードであっても、その挿入位置が異なる場合がある。その状況を整理すると以下のようなになる。

(1) 孫権が蜀を取ろうとして劉備に阻まれたこと

● 建安十五年（二一〇）頃、劉備の入蜀直前に挿入

B 『関聖帝君聖蹟図誌全集』、D 『聖蹟図誌』、G 『関帝全書』

● 建安二十年（二一五）の「单刀会」の前に過去を振り返る形で挿入

A 『漢前將軍関公祠志』、C 『関聖陵廟紀略』、E 『関帝志』

(2) 馬超に関する関羽と諸葛亮の手紙のやりとり

● 建安十九年（二一四）、蜀平定の後に挿入

A 『漢前將軍関公祠志』、C 『関聖陵廟紀略』、D 『聖蹟図誌』、E 『関帝志』

● 建安二十四年（二一九）、関羽の前將軍任命直後に過去を振り返る形で挿入

B 『関聖帝君聖蹟図誌全集』

(3) 関羽が骨をけずる手術を受ける

● 建安十九年（二一四）、馬超に関する関羽と諸葛亮の手紙のやりとりの後に挿入

A 『漢前將軍関公祠志』、C 『関聖陵廟紀略』、E 『関帝志』

● 建安二十四年（二一九）、関羽の前將軍任命直後に過去を振り返る形で挿入

B 『関聖帝君聖蹟図誌全集』、D 『聖蹟図誌』、G 『関帝全書』

(4) 前將軍任命と樊城攻撃開始の先後関係

● 前將軍任命が先

A 『漢前將軍関公祠志』、B 『関聖帝君聖蹟図誌全集』、C 『関聖陵廟紀略』、E 『関帝志』、G 『関帝全書』

● 樊城攻撃開始が先

D 『聖蹟図誌』

(5) 孫権が援軍を申し入れた時に関羽との間で起きたトラブル

● 于禁の軍を水没させた後に振り返る形で挿入

A 『漢前將軍関公祠志』、E 『関帝志』

● 孫権が関羽との縁組を求めたエピソードの後に挿入

B 『関聖帝君聖蹟図誌全集』、C 『関聖陵廟紀略』、D 『聖蹟図誌』、G 『関帝全書』

(6) 陸遜が関羽にへりくだった内容の手紙を送る

● 陸遜が吕蒙に代わって陸口に赴任した直後に挿入

A 『漢前將軍関公祠志』、C 『関聖陵廟紀略』、E 『関帝志』

● 関羽の死後に振り返る形で挿入

B 『関聖帝君聖蹟図誌全集』、D 『聖蹟図誌』、G 『関帝全書』

(7) 趙儼が曹仁に関羽を追撃しない方がよいと献策

● 関羽が荊州陥落を聞いて引き上げた直後に挿入

A 『漢前將軍関公祠志』、C 『関聖陵廟紀略』

● 関羽の死後に振り返る形で挿入

B 『関聖帝君聖蹟図誌全集』、D 『聖蹟図誌』、G 『関帝全書』

必ずしも(1)～(7)の全てに合致してはいないが、以上の全体的な傾向から、A・B・C・D・E・Gの「関羽文献」を大まかに次の二つにグループ分けすることができよう。

〔グループⅠ〕 A 『漢前將軍関公祠志』、C 『関聖陵廟紀略』、E 『関帝志』

〔グループⅡ〕 B 『関聖帝君聖蹟図誌全集』、D 『聖蹟図誌』、G 『関帝全書』

四、まとめ

前節では、「関羽文献」の「本伝」から注意すべきエピソードや事柄をとり上げて検討した。最後に、これらの検討をふまえて、対象とした「関羽文献」の性格について考える。

前節において、あまり話題とならなかった文献がある。A 『漢前將軍関公祠志』とE 『関帝志』である。前節では主に正史『三国志』の記載との違いに注目した。AとEは比較的史実（史書の記載）に忠実であるため、あまり触れなかったわけである。史実に比較的忠実であることがこれらの文献の特徴といえる。これら二つの文献はいずれもその序文において、先行文献の誤りを正すという方針を示していた。この誤りを正すという方針は、「本伝」についていえば、

できるだけ史実に忠実にまとめるといふことであつたことが分かる。³⁸⁾

また、C『関聖陵廟紀略』も、史実ではない「秉燭達旦」のエピソードを「本伝」に採用しているとはいへ、それ以外の部分についてはやはり史実に比較的忠実である。このCと先のA・Eは、ちょうど前節の終わりに掲げた「グループI」に当たる。さらに、前節で話題としなかつたF『関帝事蹟徵信編』の「本伝」は正史『三国志』関羽伝とほぼ同文であつた。よつて、Fも史実に忠実な文献である。「グループI」にFを加えた四文献は、俗説を排し歴史的な正確さを旨としたいわば「まじめ」な文献といえる。これらの編纂者の関羽崇拜に対する態度は比較的冷静といえよう。Cが載せる「秉燭達旦」も俗文学に起源を持つものではないから、「まじめ」なエピソードとみなせる。

一方、残つた三つの文献、B『関聖帝君聖蹟図誌全集』、D『聖蹟図誌』、G『関帝全書』は前節の「グループII」に属する。これらの文献には次のような特徴があつた。

①王朱旦「漢前將軍壯繆侯関聖帝君祖墓碑記」に基づく聖蹟図を収録し、聖蹟図に基づく説を「本伝」に採用している。王朱旦が贋作の疑いが濃い巨軀を根拠にしていたことは先述の通りで、文献B・D・Gは出処の怪しい説も盲信して取り込んでいるといえる。

②小説『三国志演義』を中心に、俗文学の影響を多く受けている。特に、Dは『三国志演義』の影響が強い。

しかし、これら三つの文献の中にも序文において先行文献の誤りを正すという方針が示されているものがある。といふことは、編纂者にとって、「本伝」において誤りを正すこととは、関羽に関する言説をできるだけ取り込むことだつただろう。ただし、あくまでも編纂者にとつての関羽のイメージにふさわしいものだけである。逆にイメージを損なうものは入れていない。例えば、関羽が故郷から出奔した時、関羽の父母は井戸に身を投げて死んだという伝説もあつ

たようだが、親を死に追いやったという話は関羽のイメージを損なう。そのため、人々はなるべくこのエピソードには触れないようにしてきたようだ。⁽³⁹⁾ これらの文献にもこのエピソードは採られていない。とまれ、関羽に関する言説をできるだけ取り込むという姿勢は、これら三文献の編纂者が熱烈に関羽を信仰していたことを物語っている。

一口に「関羽文獻」の「本伝」といっても、関羽崇拜に対して冷静な態度で編纂された史実に比較的忠実なものと、関羽に対する熱烈な信仰心をもって編纂され、関羽に関する言説をできるかぎり取り込んだものとは大きく二極分化していたのである。

1 注

1 関羽崇拜については様々な論考が発表されている。ここでは主なものを挙げるにとどむ。井上以智為「関羽祠廟の由来並に変遷」(『史林』二六一・二、一九四一年)、大矢根文次郎「関羽と関羽信仰」(二)〜(四)(『東洋文化』第二四二・二四三・二四四号、一九四二年)、原田正巳「関羽信仰の二三の要素について」(『東方宗教』第八・九合集号、一九五五年)、黄華節「関公的人格与神格」(人人文庫、台湾商務印書館、一九六七年)、金文京「三国志演義の世界」(東方選書、東方書店、一九九三年、一四九〜一五五頁)、蔡東洲・文廷海「関羽崇拜研究」(巴蜀書社、二〇〇一年)、二階堂善弘「中国の神さま 神仙人気者列伝」(平凡社新書、平凡社、二〇〇二年、二二〜四〇頁)、顔清洋「関公全伝」(台湾学生書局、二〇〇二年)。

2 世系・翰墨・墳廟・聖蹟図・遺跡・年表など。

3 『漢前將軍関公祠志』では「本伝志」、『関聖帝君聖蹟図誌全集』では「本伝考」、『聖蹟図誌』では「帝君本伝」となっている。「関帝事蹟徵信編」では「伝」とし、その後「三国志蜀書本伝」とある。

4 各文献の書誌情報については、大塚秀高編「関羽関係文献目録兼所蔵目録」(『中国における「物語」文学の盛衰とその

モチーフについて——俗文学、とりわけ俗曲と宝巻を中心に——、平成七年度科学研究費補助金（一般研究（C））研究成果報告書、一九九六年、および「東洋文化研究所蔵漢籍目録」（<http://www3.ioc.u-tokyo.ac.jp/kandb.html>）も参照した。

5 『関帝事蹟徵信編』卷三十一「書略」に拠る。

6 前掲注（4）大塚氏目録は初刻を乾隆三十八年（一七七三）とするが、これは『販書偶記』に拠ったもの。

7 吾州舊有關公集、刊刻非一次矣。蒐集間多鄙俚、詮次亦頗舛乖。

8 其見於稗官野史之不足信、抑陋而無文者則削去之。

9 考先是元胡光瑋・明呂涇野・趙新盤及國朝張運青諸君子代有輯書、但或略而未備、且歷年久遠、槧本亦復殘缺。遂於公餘之暇、悉心採輯、加以管見、與郡孝廉喬君壽愷、參互而考訂之、集成四卷。

10 海昌周子耕厓・武原崔子秋谷、素嚴事神而懼流傳者之多訛也。於是廣搜博采而務別白之。

11 D 『聖蹟図誌』卷一「蒐采群書」において編者の葛崙は、「淮陰盧湛、字濬深、鏤圖以昭聖蹟、其所采源委云云。崙較其撰述、闡幽發秘、因踵其事而葺之。竊嘆濬深好古、能體聖心也」と述べ、「弁言」（序文）では、「爰是、取總河于公所刻舊圖、鐫若干頁、裝潢成帙」と述べる（「總河于公」は、B 『関聖帝君聖蹟図誌全集』に序文を寄せた河道総督の于成龍を指す。よって、「總河于公所刻舊圖」とは、B 『関聖帝君聖蹟図誌全集』のことである）。

12 関羽の諡が「壯繆侯」から「忠義侯」に改められたのは、乾隆四十一年（一七七六）しかるに、F 『関帝事蹟徵信編』が最初に出版されたのは、乾隆三十九年（一七七四）である。重刻された時に諡が改められたのであろうか。

13 本稿では正史『三国志』については、陳寿撰、陳乃乾校点『三国志』全五冊（中華書局、一九八二年版（一九五九年初印））を用いた。

14 D 『聖蹟図誌』も聖蹟図を収めており、関羽の出身地を「解梁常平村寶池里」とする。

15 常平下馮邨、即侯故居、今建廟。

16 將軍姓關名羽、河東解梁人。（『全唐文』卷六八四。中華書局、一九八三年版に拠る。）

17 B 『関聖帝君聖蹟図誌全集』・G 『関帝全書』等に収録される。

18 祖父は名を審、字を問之、号を石磐といい、父は名を毅、字を道遠という」と記す。

- このあたりの事情については、大塚秀高「関羽の物語について」(『埼玉大学紀要』三〇、一九九四年)に詳しい考証がある。
- 20 例えば、湖北省群衆芸術館編、江雲・韓致中主編『三国外伝』(上海文芸出版社、一九八六年)には、「関公的鬚与臉」(一二頁)、「関公出世的伝説」(一六頁)が収録されている。
- 21 因本縣官員、貪財好賄、酷害黎民、將縣令殺了、亡命逃遁、前往涿郡。(国立公文書館内閣文庫蔵『全相平話』所収『至治新刊全相平話三國志』に拠る。)
- 22 因本處豪霸倚勢欺人、關某殺之、逃難江湖五六年矣。(『三國志演義』嘉靖壬午本卷一。羅貫中『三國志通俗演義』(人民文学出版社、一九七四年)に拠る。)
- 23 備之未東也、陰與董承等謀反。至下邳、遂殺徐州刺史車胄、舉兵屯沛。
- 24 先主之襲殺徐州刺史車胄、使羽守下邳城、行太守事、而身還小沛。
- 25 先主之未東也、與獻帝舅車騎將軍董承等謀誅操。至下邳、聞操暗遣車胄謀殺先主。帝遂殺徐州刺史車胄。先主令帝守下邳、行太守事、自還屯小沛。
- 26 建安四年、先帝與董承等受密詔、謀誅曹操。會操令先帝邀袁術、大破之。先帝駐軍徐州。操使徐州刺史車胄圖先帝。帝覺之、計誅胄、迎先帝、定徐州。(G『関帝全書』の「本伝」では、関羽や劉備を表す語の前に空格がある。)
- 27 嘉靖壬午本卷五「関雲長襲斬車胄」。
- 28 五年正月、操自將擊昭烈。昭烈奔袁紹。操攻拔下邳、得侯及昭烈妻子以歸、閉一室中、欲亂之、侯秉燭達旦。操義之。
- 29 五年春、操擊先帝。先帝奔紹、操獲先帝眷屬。進攻帝於下邳、以帝歸。操以計陷帝、帝大節凜凜、操加敬焉。
- 30 前掲注(一)金氏著書一三三、一三四頁。
- 31 上田望「毛綸、毛宗崗批評『四大奇書三國志演義』と清代の出版文化」(『東方学』第百一輯、二〇〇一年)。
- 32 C「関聖陵廟紀略」は、湖北省当陽県章郷の関帝陵廟の修築を記念して、当陽県教諭の王禹書が編纂したものである。
- 33 小川環樹「三國演義」の毛声山批評本と李笠翁本」(『神田博士還暦記念書誌学論集』平凡社、一九五七年。のち小川環樹『中国小説史の研究』岩波書店、一九六八年)。

- 34 正史『三国志』によれば、于禁の七軍がおぼれたのは、関羽が堤防を決壊させたためではなく、長雨で漢水が氾濫したことによる（于禁伝・関羽伝など）。
- 35 関羽が死ぬ前の晩、夢に黒い衣を着た男が現れ、「私は北海の龍で、あなたのひげに附してあなたの勇猛さの手助けをしていました。今命数が尽きたのでお別れさせていただきます」と言った。翌朝、関羽のひげのうち、特に長い一本が落ちたというエピソード。
- 36 王朱旦「漢前將軍壯繆侯關聖帝君祖墓碑記」にも記される。
- 37 前掲注（19）大塚氏論文。
- 38 ただし、張飛の字を「翼徳」とするなど、俗文学の影響から完全には脱し切れていない（C『關聖陵廟紀略』も同じ）。
- 39 前掲注（19）大塚氏論文参照。

附記

本稿は三国志学会第二回大会（二〇〇七年七月二十九日、於大東文化大学）での口頭発表をもとに、まとめたものである。発表の際には大塚秀高先生・金文京先生をはじめ諸氏から貴重な御教示を賜った。茲に深く御礼申し上げる。